

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金（第12節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

イ 普通旅客運賃

ロ 定期旅客運賃

ハ 普通回数旅客運賃

ニ 団体旅客運賃

ホ 貸切旅客運賃

通勤定期旅客運賃  
通学定期旅客運賃  
特別車両定期旅客運賃

(2) 急行料金

特別急行料金

普通急行料金

指定席特急料金  
立席特急料金  
自由席特急料金  
特定特急料金

(3) 特別車両料金

特別車両料金(A)

特別車両料金(B)

(4) 寝台料金

A寝台料金

B寝台料金

(5) コンパートメント料金

(6) 座席指定料金

(旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ収受)

第66条 第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金は、当該乗車にかかる旅客運賃（前条第1号ロに定める通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受することとし、鉄道駅バリアフリー料金のみでは取り扱わない。

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第67条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。  
(旅客運賃・料金計算上の営業キロ等の計算方)

第 68 条 営業キロ又は擬制キロを使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号により営業キロ又は擬制キロを通算して計算する。

(1) 営業キロ又は擬制キロは、同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

(2) 当社と通過連絡運輸を行う鉄道・軌道・航路又は自動車線が中間に介在する場合、これを通じて連絡乗車券を発売するときは、前後の旅客会社の区間の営業キロ又は擬制キロを通算する。

2 前項の規定は、運賃計算キロを使用して幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。

3 第 1 項の規定は、営業キロを使用して料金を計算する場合に準用する。

4 前各項の規定により、旅客運賃・料金を計算する場合で次の各号の 1 に該当するときは、当該各号に定めるところによって計算する。

(1) 計算経路が環状線 1 周となる場合は、環状線 1 周となる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。

(2) 計算経路の一部若しくは全部が復乗となる場合は、折返しとなる駅の前後の区間の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。

(3) 新下関・博多間の新幹線の一部又は全部と同区間の山陽本線及び鹿児島本線の一部又は全部とを相互に直接乗り継ぐ場合は、次により計算する。

イ 山陽本線中新下関・門司間及び鹿児島本線中門司・小倉間の一部又は全部（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）と山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）とを新下関又は小倉で相互に直接乗り継ぐ場合は、新下関又は小倉で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。

ロ 鹿児島本線中小倉・博多間の一部又は全部（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）と鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間（同区間と同区間以外の区間をまたがる場合を含む。）とを小倉又は博多で相互に直接乗り継ぐ場合は、小倉又は博多で営業キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する。

(注) 東海道本線中金山・名古屋間と中央本線中金山・名古屋間とは同一の線路である。

(特定区間における旅客運賃・料金計算の営業キロ又は運賃計算キロ)

第 69 条 第 67 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間の普通旅客運賃・料金は、その旅客運賃・料金計算経路が当該各号末尾のかつこ内の両線路にまたがる場合を除いて、○印の経路の営業キロ（第 9 号については運賃計算キロ。ただし、岩国・櫛ヶ浜間相互発着の場合にあつては営業キロ）によって計算する。この場合、各号の区間内については、経路の指定を行わない。

(1) 大沼以遠（新函館北斗方面）の各駅と、森以遠（石倉方面）の各駅との相互間

（ 東森駅經由函館本線 ）  
（ ○ 大沼公園駅經由函館本線 ）

(2) 日暮里以遠（鶯谷又は三河島方面）の各駅と、赤羽以遠（川口、北赤羽又は十条方面）の各駅との相互間

（ 尾久經由東北本線 ）  
（ ○ 王子經由東北本線 ）

(3) 赤羽以遠（尾久、東十条又は十条方面）の各駅と、大宮以遠（土呂、宮原又は日進方面）の各駅との相互間

（ 戸田公園・与野本町經由東北本線 ）  
（ ○ 川口・浦和經由東北本線 ）

(4) 品川以遠（東京、高輪ゲートウェイ又は大崎方面）の各駅と、鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅との相互間

（ 西大井經由東海道本線 ）  
（ ○ 大井町經由東海道本線 ）

(5) 東京以遠（品川、有楽町又は神田方面）の各駅と、蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅との相互間

（ 京 葉 線 ）  
（ ○ 総武本線・外房線 ）

(6) 山科以遠（京都方面）の各駅と、近江塩津以遠（新疋田方面）の各駅との相互間

（ 東海道本線・北陸本線 ）  
（ ○ 湖 西 線 ）

(7) 大阪以遠（塚本又は新大阪方面）の各駅と、天王寺以遠（東部市場前又は美章園方面）の各駅との相互間

（ 福島經由大阪環状線 ）  
（ ○ 天満經由大阪環状線 ）

(8) 三原以遠（糸崎方面）の各駅と、海田市以遠（向洋方面）の各駅との相互間

（ 呉 線 ）  
（ ○ 山陽本線 ）

(9) 岩国以遠（和木方面）の各駅と、櫛ヶ浜以遠（徳山方面）の各駅との相互間

（ 山陽本線 ）  
（ ○ 岩 徳 線 ）

2 前項本文の規定は、同項第1号から第5号までに規定する区間に対する定期旅客運賃の計算及び経路の指定について準用する。

3 新岩国以遠（広島方面）の各駅と、徳山以遠（新南陽又は櫛ヶ浜方面）の各駅との相互間（新幹線経由のものに限る。）における新岩国・徳山間の普通旅客運賃・料金は、第67条の規定にかかわらず、岩徳線岩国・櫛ヶ浜間及び山陽本線櫛ヶ浜・徳山間の経路の営業キロ（普通旅客運賃については、運賃計算キロ）によって計算する。



遠（東中野方面）、北赤羽以遠（浮間舟渡方面）、川口以遠（西川口方面）、三河島以遠（南千住方面）又は亀戸以遠（平井方面）の各駅との相互間を乗車する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の旅客の実際に乗車する経路の営業キロによって計算する。ただし、本項に基づき普通旅客運賃・料金を計算する場合であっても、前条第1項第2号及び次条第1項第1号の規定を適用する。

（注）東京駅において普通旅客運賃の計算経路が環状線1周となる経路で乗車する場合は、第26条ただし書の規定により、東京駅の前後の区間に対してそれぞれ乗車券を発売する。

（特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例）

第70条の2 次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾のかつこ内の上段の区間を乗車するときは、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって急行料金及び特別車両料金を計算する。

(1) 赤羽以遠（川口方面）の各駅と池袋以遠（目白方面）の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

（ 東北本線及び山手線 ）  
（ ○ 赤 羽 線 ）

(2) 代々木以遠（新宿方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

（ 山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間 ）  
（ ○ 中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間 ）

(3) 岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間を中央本線（辰野経由）で直通運転する急行列車に乗車するとき

（ 中央本線（辰野経由） ）  
（ ○ 中央本線（みどり湖経由） ）

(4) 尼崎以遠（塚本方面）の各駅と和田山以遠（養父方面）の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき

（ 山陽本線、播但線及び山陰本線 ）  
（ ○ 東海道本線、福知山線及び山陰本線 ）

(5) 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき

（ 東北本線及び山手線 ）  
（ ○ 東北本線及び東海道本線 ）

2 前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾のかつこ内の上段の区間を乗車する場合、その区間内において途中下車しない限り、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃

の計算の経路を表示する。

(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)

第71条 営業キロを定めていない区間について旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。

(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。

(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。

2 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。

第72条 削除

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第73条 旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。

(2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席又は寝台を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。

(5) 幼児又は乳児が、第140条の2の規定により当社が確保した座席を使用して旅行するとき。

3 前項第4号の場合の座席又は寝台の使用区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅の中間となる場合は、第71条第1項第2号の規定を準用する。

4 第2項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

5 特別車両料金、寝台料金及びコンパートメント料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第74条 小児の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金は、次条に規定

する場合を除いて、大人の普通旅客運賃、定期旅客運賃、急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額（以下この方法を「は数整理」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に対する小児の特別急行料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の特別急行料金をそれぞれ折半し、は数整理した額を合計した額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合の小児の運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、合算により計算することとし、その合算額を折半し、は数整理した額とする。

（割引の旅客運賃・料金）

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第7項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別急行券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別急行

料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する大人の無割引の特別急行料金又は小児の無割引の特別急行料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・新青森間及び新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

（臨時割引等）

第74条の3 第22条の2の規定による割引の個人旅行用乗車券類又は特殊割引の団体乗車券を発売する場合の旅客運賃及び料金の割引率並びに第43条第2項の規定による特殊取扱の団体乗車券を発売する場合の団体旅客運賃及び料金の割引率その他の取扱い方は、別に定める。

（特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金）

第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金

2 前項の規定は、第57条第1項第1号イ(ハ)及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄

道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。

(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。

4 前項の場合であって、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、当該旅客が2人以上の場合に限ってこれを認めるものとする。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより2人に達するときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

5 第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が4人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

6 第2項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が3人又は4人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が4人の個室にあっては当該旅客が3人のときに限って、設備定員が3人の個室にあっては当該旅客が2人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

7 特別急行列車の4人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。

8 第5項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であって、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の5 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料

金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。)を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。

(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。

(補助寝台を使用する場合の急行料金)

第74条の6 補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、1室1葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第73条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、2人用の寝台個室を3名で使用する場合は、3名分のうち2名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。

(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)

第74条の7 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第75条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。